

**中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業)
5次公募の事前相談・確認書発行の受付は終了しました**

**中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業) 5次公募
「認定経営革新等支援機関による確認書」発行にかかる手続きについて**

大阪商工会議所

大阪商工会議所は、中小企業生産性革命推進事業 事業承継・引継ぎ補助金(経営革新事業) 5次公募申請の事前相談並びに「認定経営革新等支援機関による確認書」(以下、確認書)の発行を下記要領にて実施します。

事前相談・確認書発行は **2社限定、予約制・先着順で、定数に達し次第、受付を終了します。**(大阪商工会議所2階経営相談室のみで対応し、支部では対応しません)

※事前に必ず、事業承継・引継ぎ補助金事務局 HP (<https://jsh.go.jp/r4h/>) に掲載の公募要領をご覧ください。また、公募内容を把握するとともに要件に該当するかをご確認ください。なお、申請受付期間は **2023年3月20日(月)～2023年5月12日(金)17:00** です。

1. 事前相談ならびに確認書発行の対象(①～⑥のすべてを満たす必要があります)

- ①大阪商工会議所の会員事業者
- ②大阪府内の中小企業・小規模事業者等
- ③同補助事業の主たる実施の場所が大阪府内
- ④「gBizID プライム」アカウント (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を取得済み
- ⑤同補助金の電子申請フォームに事業計画内容など必要事項を入力している
- ⑥同補助金にかかる事業計画の策定に関する **アドバイスと確認書発行**の双方を希望
(片方のみの受付はいたしかねます)

2. 事前相談について ※作成作業、作成代行は一切行いません。

事前に作成された事業計画に対し、2回を限度にアドバイスをを行います。

(1回目を4月18日(火)、2回目を4月25日(火)までに相談いただくことをお願いしています)

3. 事前相談ならびに確認書発行の申し込みから確認書発行まで

- 1) **相談申込書と確認書発行申込書**をダウンロードし、**FAX (06-4791-0444)**にてご送付ください。
内容を確認後、電話で日程調整等の連絡をいたします。

※先着順で2社に達し次第、受付を終了します。

- 2) 事前相談(2回まで) **※下記書類をご持参願います。**

- ①プリントアウトした電子申請フォーム画面
- ②交付申請書(別紙)
- ③直近3期分の確定申告書と決算書コピー(申請に必要な部分)
- ④履歴事項全部証明書のコピー(法人のみ、発行から3カ月以内のもの)
- ⑤加点事由に該当する場合は、該当することを証する書類のコピー

- 3) 大阪商工会議所から電話等での追加確認

- 4) 確認書の発行

4. 注意事項

- ・大阪商工会議所の確認書発行は、補助金の採択を保証するものではありません。
- ・所定の事項が確認できない場合、大阪商工会議所の判断で確認書を発行しないことがあります。

5. その他

有料で申請書類作成支援を希望される場合は、下記HPより検索、依頼することができます。

- ・認定経営革新等支援機関検索システム (https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)

- ・大阪商工会議所の会員サムライ業を掲載した「大阪サムライ検索ウェブ」

(<https://www.osaka.cci.or.jp/samurai/>) で、認定経営革新等支援機関である士業を選んで依頼

【本件問い合わせ】大阪商工会議所 中小企業振興部 経営相談室

〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 TEL:06-6944-6471 FAX:06-4791-0444